

平成 2 4 年 度 研 修 計 画

平成 2 3 年 1 1 月

自 治 大 学 校

目 次

基本方針	-----	1
I 研修概要		
一般研修課程		
第1部課程	-----	2
第2部課程	-----	6
第1部・第2部特別課程	-----	10
第3部課程 都道府県及び指定都市等コース	-----	13
第3部課程 市町村コース	-----	16
専門研修課程		
政策専門課程 新時代・地域経営コース	-----	19
政策専門課程 新時代・公共政策コース	-----	22
政策専門課程 国際コース	-----	25
税務専門課程 徴収事務コース	-----	28
税務専門課程 税務会計特別コース	-----	31
研修専門課程	-----	34
監査専門課程	-----	36
特別研修		
修士課程連携特別研修	-----	39
医療政策短期特別研修	-----	40
II 推薦方法等		
推薦方法等	-----	42
様式1 研修生推薦書	-----	44
様式2 履歴書	-----	46
別表1 研修生の派遣及び研修に要する経費	-----	47
別表2 平成24年度研修期間及び推薦受付期間一覧	-----	49

基本方針

自治大学校の主要な任務は、地方公務員のための中央研修機関として、全国レベルで行うことが望ましい地方自治に関する高度の研修を行うことにあります。これにより、地方公務員の資質を向上するとともに、勤務能率を増進し、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期することを目的としています。

地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大するなかで、時代の変化に対応できる人材を積極的に育成することが求められています。自治大学校では、地方自治の新時代を担う地方公務員にとって必要な能力を総合的に養成することを目指し、研修内容の充実強化を図って参りました。

こうした考え方にに基づき、平成24年度においては、一般研修課程で、住民との協働、政策法務、危機管理など、今日の地方公共団体にとって、不可欠で多様な行政手法等について、新たな観点から課目を設けるとともに、まちづくり、地域力の創造、環境問題、保健・医療・福祉、電子自治体等の分野の公共政策及び行政経営について体系的かつ重点的な研修を実施します。また、今日の地方公共団体における政策の推進、行政課題の解決に役立つよう、法制・経済や地方行財政制度等に関する課目を充実します。

さらに、演習を自治大学校の研修の特色と位置づけ、住民との協働、地域経済の再生、少子高齢社会対策といった地方公共団体が直面する政策課題について、講義の受講にとどまらず、研修生が主体的に取り組む政策立案研究、事例演習などに、多くの時間を割り当てるとともに、より実践的な能力を養成するため、ディベートなどの効果的な研修技法を活用します。

専門研修課程については、特定の行政分野に必要とされる高度な知識、実務処理能力の充実を図るため、最新の状況を踏まえた講義や実践的な演習等を重点的に実施することとしています。

平成24年度においては、これまでの課程に加え、新たに政策専門課程を設置し、従来、一般研修課程の第3部課程に位置づけていた「新時代・地域経営コース」及び「国際コース」に加え、地方分権の進展、東日本大震災の発災等を踏まえた地方公共団体での政策の展開に資するため、「新時代・公共政策コース」を新設することとしました。

また、自治大学校の中央研修機関としての役割を更に強化し、より高度かつ専門的な知識・能力を備えた自治体職員を育成するため、他の高等教育機関と連携した、「修士課程連携特別研修」及び「医療政策短期特別研修」の2つの特別研修を新たに実施することとしました。

なお、自治大学校がE R O P A（行政に関するアジア・太平洋地域機関）の地方行政センターとしての役割を有することから、主としてアジア・太平洋地域内諸国の地方行政を担当する中堅幹部職員に対する研修を実施するほか、近年のアジア諸国における地方分権推進の方向を踏まえつつ、人材育成の分野の国際協力を推進します。

そのほか、総務省の果たすべき役割を踏まえ、研修等のために施設を活用します。

一般研修課程

第 1 部 課 程

1 目 的

都道府県及び市の中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

(ア) 法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制、経済、財政等に関する高度の知識を修得するための課目により編成します。

(イ) 地方行財政論

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度の知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

(ウ) 公共政策論

政策科学の新しい成果を取り入れつつ、公共政策の基礎理論、公共政策の基本的手法等の地方公共団体の政策課題を分析し、評価するために必要な知識を修得するとともに、これらを地方公共団体の政策形成に応用する能力を養成するための課目により編成します。平成24年度は、「災害危機管理」、「自治体最前線」を新たに加えます。

(エ) 行政経営論

地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基礎理論、全体の奉仕者としての公務員の在り方、効率的な行政運営手法等に関する知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。平成24年度は、「自治体広報戦略」、「マネジメント論」、「議会との関係」を新たに加えます。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、ディベートなどの効果的研修技法を積極的に活用します。平成24年度は、「企画書作成演習」、を実施するとともに、選択コースとして、「説明能力演習」、「マネジメント能力演習」、「リスク管理能力演習」を新たに加えます。

ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。

3 対 象

- ①都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）の職員
- ②都道府県又は市を構成団体とする一部事務組合等の職員
- ③町村の職員にあつては、特に要望がある場合は対象とします。

4 研修期間

第118期 平成24年4月10日（火）から9月4日（火）まで

（期間中、4月28日（土）から5月6日（日）までの間、6月22日（金）から6月25日（月）までの間及び8月11日（土）から8月19日（日）までの間は、休校期間とします。）

第119期 平成24年10月16日（火）から平成25年3月14日（木）まで

（期間中、11月22日（木）から11月26日（月）までの間、12月28日（金）から平成25年1月8日（火）までの間及び2月9日（土）から2月12日（火）までの間は、休校期間とします。）

5 定員

各期 100名

6 推薦できる研修生の数

都道府県及び指定都市にあつては各期2名。ただし、それを上回る数の研修生の推薦を希望する場合はその数。

市にあつては原則として各期1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあつては、合併前の市町村数に相当する数。

一部事務組合等にあつては原則として各期1名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であつて、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に都道府県、市、一部事務組合等における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。

ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。

- (5) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、所属団体へ連絡いたします。

第1部課程のカリキュラムの概要

449		公 共 政 策	行 政 経 営
講 義	289	【法制経済】	
		憲 法（*） 18 行政法（*） 28 民 法（*） 24 経済学（*） 16 公共経済学 6 財政金融政策 4 今後の日本経済 1 ----- 97	地方自治制度（*） 24 地方公務員制度（*） 14 地方税財政制度（*） 16 ----- 54
		【公共政策総論】 公共政策の基礎理論 8 政策形成の手段と戦略 5 応用政策分析 6 住民協働政策論 2 データを活用した政策形成 2 地域の特性と地域づくり 4 ----- 27	【行政経営総論】 自治体行政学 12 人間関係論 4 リーダーシップ論 2 行政経営の理論と実践 4 公共サービス改革とPPP 4 地方行政の課題 1 地方財政のマクロとミクロを見る視点 4 自治体の資金調達 1 今後の地方財政改革の展望 1 比較地方自治論 2 ----- 35
	各 論	【公共政策各論】 地域政策とまちづくりの課題 4 産業政策論 2 農業政策論 2 環境問題への取組 3 環境と経済を考える 2 地域福祉の課題と展望 4 自治体における子育て支援 2 地域医療の課題と展望 2 電子自治体と地方行政の展開 4 行政と人権 2 ☆ 災害危機管理 2 ☆ 自治体最前線 1 ----- 30	【行政経営各論】 情報公開と個人情報保護 4 政策法務 10 自治体訟務 10 地方公会計改革 2 地方自治監査概論 4 ☆ 自治体広報戦略 2 自治体職員とメディア・リテラシー 2 NPOと行政 2 ☆ マネジメント論 3 組織・行政の危機管理 2 行政対象暴力対策 1 ☆ 議会との関係 2 ☆ 特別講演、首長講演 2 ----- 46
	演 習	政策立案研究（*） 88 事例演習Ⅰ（*） 13 [テキスト型、ディベート型] 事例演習Ⅱ（*） 11 [持寄型] ----- 112	条例立案演習 10 ファシリテーション演習 3 コーチング演習 3 ☆ 企画書作成演習 3 ☆ 選択コース 3 (説明能力向上) (マネジメント能力向上) (リスク管理能力向上) 話し方の技法、スピーチ演習 4 講師養成課題 模擬講義演習 6 ----- 32
	そ の 他	校長講話 1 実践・ボイストレーニング 1 体育 4 効果測定 6 入校式等行事 4 ----- 16	

(注) 1 数字は時限数(1時限=70分)。

*印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

☆印は、平成24年度に新たに設ける課目

2 上記課目のほか、eラーニングによる学習を行う。

(必修:地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度、憲法、民法、行政法、経済学、自治体経営の基礎知識、地域経営の基礎知識)

第 2 部 課 程

1 目 的

市町村（指定都市を除く。）の中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

(ア) 法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制、経済等に関する高度の知識を修得するための課目により編成します。

(イ) 地方行財政論

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度の知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

(ウ) 公共政策論

政策科学の新しい成果を取り入れつつ、公共政策の基礎理論、公共政策の基本的手法等の地方公共団体の政策課題を分析し、評価するために必要な知識を修得するとともに、これらを地方公共団体の政策形成に応用する能力を養成するための課目により編成します。平成24年度は、「災害危機管理」を新たに加えます。

(エ) 行政経営論

地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基礎理論、全体の奉仕者としての公務員の在り方、効率的な行政運営手法等に関する知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、ディベートなどの効果的研修技法を積極的に活用します。平成24年度は、「図解表現演習」、「ファシリテーション演習」、「コーチング演習」を新たに加えます。

ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。

3 対 象

- ①市町村（指定都市を除く。以下同じ。）の職員
- ②市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

- 第164期 平成24年5月8日（火）から7月12日（木）まで
（期間中、6月22日（金）から6月25日（月）までの間は、休校期間とします。）
- 第165期 平成24年10月11日（木）から12月18日（火）まで
（期間中、11月22日（木）から11月26日（月）までの間は、休校期間とします。）
- 第166期 平成25年1月9日（水）から3月15日（金）まで
（期間中、2月9日（土）から2月12日（火）までの間は、休校期間とします。）

5 定員

各期 200名

6 推薦できる研修生の数

原則として各期1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。
「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に市町村、一部事務組合等における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。
- (5) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、所属団体へ連絡いたします。

第2部課程のカリキュラムの概要

225		公 共 政 策	行 政 経 営
講 義	総 論	【法制経済】 憲 法 4 行政法(*) 14 民 法(*) 10 経済学(*) 8 公共経済学 4 ----- 40	
	131 91	【公共政策総論】 公共政策の基礎理論 4 政策形成の手續と戦略 4 ----- 8	【地方行財政論】 地方自治制度(*) 12 地方公務員制度(*) 8 地方税財政制度(*) 11 ----- 31 【行政経営総論】 自治体行政の諸課題 4 行政経営の理論と実践 2 公共サービス改革とPPP 2 地方財政のマクロとミクロを見る視点 2 地方税制の原則と改革の課題 2 ----- 12
各 論	40	【公共政策各論】 地域政策とまちづくりの課題 2 地域産業論 2 自治体環境政策の課題と展望 2 今後の社会保障と自治体の政策 2 行政と人権 2 地域医療の課題と対策 2 地域コミュニティと行政 2 ☆ 災害危機管理 2 ----- 16	【行政経営各論】 情報公開と個人情報保護 2 政策法務 4 自治体訟務 6 地方自治監査概論 2 組織、行政の危機管理 2 自治体職員とクレーム対応 2 マスコミと地方自治体 1 行政対象暴力対策 1 組織マネジメントの基礎 2 特別講演、首長講演 2 ----- 24
	演 習	80	政策立案研究(*) 42 事例演習(*) 22 ----- 64 [テキスト型、持寄り型、ディベート型]
その他	14	校長講話 1 実践・ボイストレーニング 1 体育 2 効果測定 6 入校式等行事 4 ----- 14	

(注) 1 数字は時限数(1時限=70分)。

*印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

☆印は、平成24年度に新たに設ける課目

2 上記課目のほか、e-ラーニングによる学習を行う。

(必修:地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度)

(選択必修:憲法、民法、行政法、経済学、自治体経営の基礎知識、地域経営の基礎知識のうちから1課目以上)

第 1 部・第 2 部特別課程

1 目 的

都道府県及び市町村の中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生のうち長期間の宿泊研修に参加できない者に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

① 通信研修

(ア) 必修課目

地方自治制度、地方公務員制度及び地方税財政制度について行います。
研修内容の一部については、eラーニングにより実施します。

(イ) 任意課目

憲法、行政法、民法、経済学、自治体経営の基礎知識及び地域経営の基礎知識について行います。これらは、いずれも、eラーニングにより実施します。

② 宿泊研修

ア 講義課目

(ア) 地方行財政論

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度の知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

(イ) 公共政策論

新しい行政課題に対応するため、公共政策の基礎理論等を修得するとともに、これらを地方公共団体の政策形成に応用する能力を養成するための課目により編成します。平成24年度は、「災害危機管理」を新たに加えます。

(ウ) 行政経営論

地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基礎理論、全体の奉仕者としての公務員の在り方、効率的な行政運営手法等に関する知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。平成24年度は、「ワークライフバランス」を新たに加えます。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実的な能力を養成するため、ディベートなどの効果的な研修技法を積極的に活用します。平成24年度は、「事例演習（持寄型）」を新たに加えます。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第25期

通信研修	平成24年5月中旬から9月上旬まで
	〔 ・5月中旬に通信研修オリエンテーションを実施。経費負担は別表1注2(4)を参照 ・通信研修のうち、eラーニングはWindowsのみ対応可 〕
宿泊研修	

5 定員

120名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあつては、合併前の市町村数に相当する数。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であつて、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。
「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活(学校生活及び寮生活)を支援なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません(この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。)
- (5) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数(1時限=70分)に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス(講義計画)は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

また、研修期間中において、一部の課目、特定の政策課題に係るレポート及び事例演習による研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、所属団体へ連絡いたします。

第1部・第2部特別課程のカリキュラムの概要

通信研修

研修課目	内 容
<必修課目> 地方自治制度(レポート1回+eラーニング) 地方公務員制度(レポート1回+eラーニング) 地方税財政制度(eラーニング研修のみ) <任意課目> 憲法 行政法 民法 経済学 自治体経営の基礎知識 地域経営の基礎知識	<必修課目> eラーニング研修 レポート提出2回 <任意課目> eラーニング研修

宿泊研修

		公 共 政 策	行 政 経 営
78			
講義	総論	【公共政策総論】 公共政策の基礎理論 4 行政経営の理論と実践 3 ----- 7	【地方行財政論】 自治体行政の諸課題 2 行政法をめぐる最近の課題 2 地方税財政の課題 4 地方自治制度(*) 5 地方公務員制度(*) 4 ----- 17
48	24		
	各論	【公共政策各論】 地域政策とまちづくりの課題 2 地域産業論 2 自治体環境政策の課題と展望 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 行政と人権 2 ☆ 災害危機管理 2 教育改革の課題と展望 2 ----- 14	【行政経営論】 管理者論 2 人間関係論 2 組織、行政の危機管理 2 ☆ ワークライフバランス 2 特別講演、首長講演 2 ----- 10
演習	24	事例演習(*) 21 [テキスト型、☆持寄型、ディベート型]	ファシリテーション演習 3
その他	6	校長講話 1 効果測定 1 入校式等行事 4 ----- 6	

(注) 数字は時限数(1時限=70分)。

*は、試験等により効果測定を行う課目

☆印は、平成24年度に新たに設ける課目

第 3 部 課 程

○ 都道府県及び指定都市等コース

1 目 的

都道府県及び指定都市、中核市等（中核市、特例市及び県庁所在市その他これらに準ずる市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）の管理者として必要な政策形成能力及び行政管理能力の増進を行い、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を高揚することを目的として、幹部職員等に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

地方公共団体における公共政策及び行政経営に関する高度の知識の修得、現下の地方自治の課題及びその背景となる政治、経済等の分野にわたる広範な見識の修得並びに全体の奉仕者としての公務員の在り方及び効率的な行政運営手法等に関する知識を修得するための課目により編成します。平成24年度は、「災害危機管理」、「地域医療の課題と展望」、「自治体組織管理論」、「組織マネジメントの基礎」を新たに加えます。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、危機管理能力、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、ディベートなどの効果的な研修技法を積極的に活用します。

3 対 象

- ①都道府県及び指定都市、中核市等（中核市、特例市及び県庁所在市その他これらに準ずる市（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）の職員
- ②都道府県又は指定都市若しくは中核市等を構成団体とする一部事務組合等の職員
- ③中核市等以外の市及び町村の職員にあつては、特に要望がある場合は対象とします。

4 研修期間

第103期 平成24年10月17日（水）から11月8日（木）まで

5 定員

40名

6 推薦できる研修生の数
原則として1名又は2名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に都道府県、指定都市、中核市等、一部事務組合等における課長又はこれらに相当する職以上の職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

また、研修期間中において、特定の政策課題に係るレポート及び事例演習による研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、所属団体へ連絡いたします。

第3部課程(都道府県・指定都市等コース)のカリキュラムの概要

81		公 共 政 策	行 政 経 営
講 義	総 論	【公共政策総論】 公共政策の視点 4 行政経営の理論と実践 2 自治体政策評価 2 比較地方自治 2 ----- 10	【地方行財政論】 行政法をめぐる最近の諸課題 4 地方行政の課題 1 地方税財政の課題 1 中央政治と地方政治 2 最近の経済情勢 2 ----- 10
	各 論	【公共政策各論】 景観とまちづくり 2 自治体環境政策の課題と展望 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 行政と人権 2 ☆ 災害危機管理 2 ☆ 地域医療の課題と展望 2 ----- 12	【行政経営論】 地方自治における管理者論 2 自治体経営管理論 2 ☆ 自治体組織管理論 2 自治体のコーポレートガバナンス 2 実践 自治体の危機管理 2 人事戦略とコンピテンシー 2 コミュニケーションの理論と実践 2 ☆ 組織マネジメントの基礎 2 行政対象暴力対策 1 ----- 17
演 習	27	事例演習(*) 22 [持寄型、ディベート型] ----- 22	危機管理演習 ----- 5
その他	5	校長講話 1 入校式等行事 4 ----- 5	

(注) 数字は時限数(1時限=70分)。

*は、効果測定を行う課目

☆印は、平成24年度に新たに設ける課目

○ 市町村コース

1 目 的

市町村（指定都市を除く。）の管理者として必要な政策形成能力及び行政管理能力の増進を行い、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を高揚することを目的として、幹部職員等に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

地方公共団体における公共政策及び行政経営に関する高度の知識の修得、現下の地方自治の課題及びその背景となる政治、経済等の分野にわたる広範な見識の修得並びに全体の奉仕者としての公務員の在り方及び効率的な行政運営手法等に関する知識を修得するための課目により編成します。平成24年度は、「災害危機管理」、「自治体組織管理論」、「組織マネジメントの基礎」を新たに加えます。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、危機管理能力、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、ディベートなどの効果的な研修技法を積極的に活用します。

3 対 象

- ①市町村（指定都市を除く。以下同じ。）の職員
- ②市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第102期 平成24年7月3日（火）から7月26日（木）まで

5 定員

100名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を

支障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に市町村、一部事務組合等における課長又はこれらに相当する職以上の職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

また、研修期間中において、特定の政策課題に係るレポート及び事例演習による研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、所属団体へ連絡いたします。

第3部課程(市町村コース)のカリキュラムの概要

80		公 共 政 策	行 政 経 営
講 義	総 論	【公共政策総論】 公共政策の視点 4 行政経営の理論と実践 2 自治体政策評価 2 比較地方自治 2 ----- 10	【地方行財政論】 行政法をめぐる最近の諸課題 4 地方行政の課題 1 地方税財政の課題 1 中央政治と地方行政 2 最近の経済情勢 2 ----- 10
	各 論	【公共政策各論】 景観とまちづくり 1 問題解決で目覚めるまち 2 自治体環境政策の課題と展望 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 行政と人権 2 ☆ 災害危機管理 2 ----- 11	【行政経営論】 地方自治における管理者論 2 自治体経営管理論 2 ☆ 自治体組織管理論 2 自治体のコーポレートガバナンス 2 実践 自治体の危機管理 2 人事戦略とコンピテンシー 2 コミュニケーションの理論と実践 2 ☆ 組織マネジメントの基礎 2 行政対象暴力対策 1 ----- 17
演 習	27	事例演習(*) 22 [持寄型、ディベート型] ----- 22	危機管理演習 5 ----- 5
その他	5	校長講話 1 入校式等行事 4 ----- 5	

(注) 数字は時限数(1時限=70分)。

*は、効果測定を行う課目

☆印は、平成24年度に新たに設ける課目

政策専門課程

○ 新時代・地域経営コース

1 目的

地方行財政に密接に関連する制度の変革の動きを的確に把握し、地方公共団体が直面する様々な課題に即応できる能力を有する職員を養成することを目的として、将来の地方公共団を担う幹部候補生に対する高度かつ重点的な研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

地方行財政に密接に関連する制度の変革の動向に関する知識のほか、総合的な政策形成や行政管理能力の向上に資するための行政経営の基礎理論、自治体経営改革、人事管理、地域力の創造などの地域経営に関する知識、また、新たな行政手法等に関する課目により編成します。平成24年度は、「新時代の人事管理」、「自治体の財政分析」、「限界集落問題の課題と展望」、「都市の地域福祉の課題と展望」、「多言語・多文化の地域社会」、「空港による地域活性化」を新たに加えます。

イ 演習

現下の地方公共団体を取り巻く具体的な行政課題を題材とした集団討議等の方法を通じ、これらの行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を養成するため、民間からの参加者と合同による育成演習等の課目により編成します。今年度は、「地域づくり人 育成演習」を新たに加えます。

3 対象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第5期 平成24年7月24日（火）から8月8日（水）まで

5 定員

80名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

政策専門課程新時代・地域経営コースのカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 総論	5	4 演習	17
今後の地方自治の課題と展望	3	☆地域づくり人 育成演習	10
今後の地方税財政改革の展望	2	事例演習	7
		[テキスト型]	
2 行政経営総論	9		
行政経営の理論と実践	2		
まちづくりと地域力創造	3	5 その他	5
住民自治とコミュニティ	2	校長講話	1
PPPと住民協働	2	入校式等行事	4
3 当面する諸課題	20		
☆新時代の人事管理	2		
☆自治体の財政分析	2		
マスコミから見た自治体改革	2		
自治体の広報広聴戦略	2		
自治体のIT戦略	2		
危機管理論	2		
☆限界集落問題の課題と展望	2		
☆都市の地域福祉の課題と展望	2		
☆多言語・多文化の地域社会	2		
☆空港による地域活性化	2		
		合 計	56

(注) 「地域づくり人 育成演習」では、民間の参加者とともに、実践的な地域づくり人材の育成を目的とした演習を行います。

☆印は、平成24年度に新たに設ける課目

○ 新時代・公共政策コース（平成24年度新規）

1 目 的

地方分権の進展、東日本大震災の発災に伴う危機管理体制の強化等、地方公共団体が直面する最近の諸課題に迅速に対応し、地域の実態を踏まえた的確な政策が展開できる能力を有する職員を養成することを目的として、将来の自治体を担う幹部候補生に対する高度かつ重点的な研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

地方分権改革の進展の動向や東日本大震災の発災に伴う危機管理体制の強化等に関する知識のほか、社会保障、地域医療、地域福祉、環境政策等の公共政策各論、政策形成や行政管理能力の向上に資するための行政経営の基礎理論、自治体経営改革、人事管理、地域力の創造などの地域経営に関する知識、新たな行政手法等に関する課目により編成します。

イ 演 習

現下の地方公共団体を取り巻く具体的な行政課題を題材とした集団討議等の方法を通じ、これらの行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を養成するため、先進自治体職員を講師とした実践的な演習等の課目により編成します。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第1期 平成24年5月16日（水）から5月31日（木）まで

5 定員

80名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を
支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。

- (3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

政策専門課程新時代・公共政策コースのカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 総論	5	4 行政経営総論	6
地方分権改革の課題と展望	3	行政経営の理論と実践	2
東日本大震災を踏まえた危機 管理体制の強化の動向	2	まちづくりと地域力創造	2
		住民自治とコミュニティ	2
2 公共政策総論	4	5 行政経営各論	4
公共政策の基礎理論	2	新時代の人事管理	2
政策形成の手続きと戦略	2	自治体の広報広聴戦略	2
3 公共政策各論	20	6 演習	12
今後の社会保障と自治体政策	2	事例演習	7
地域医療の課題と対策	2	[持寄型]	
地域産業論	2	先進地まちづくり演習	5
これからの農業政策	2	7 その他	5
地域観光戦略	2	校長講話	1
復興とまちづくり戦略	2	入校式等行事	4
組織危機管理論	2		
地域福祉をめぐる課題と展望	2		
電子自治体と地方行政の展開	2		
自治体環境政策の課題と展望	2		
		合 計	56

(注) 「先進地まちづくり演習」は、各分野の先進的な取組を行っている自治体職員等を講師とし、実践的な政策形成演習を行います。

○ 国際コース

1 目 的

市場経済のグローバル化、世界的な情報通信ネットワークの進展、労働力の国際移動の拡大等に対し、地方公共団体において必要とされる国際的戦略を有する職員を養成することを目的として、将来の幹部候補に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

研修課目については、独立行政法人国際協力機構において開催している地方自治研修において設けられているカリキュラムをベースとして、国際的戦略を養成するための課目を編成します。

なお、多数の講義等が英語で行われます。

ア 講義課目

(ア) 基礎課目

地方自治に重要な関連を有する日本の政治・行政システム等に関する高度の知識を修得する前提となる課目により編成します。

(イ) 組織・制度論

地方行財政に関する制度（地方分権、政府間調整制度、地方公務員制度、行政改革、政策・事業評価など）について、国際的な比較の観点を取り入れつつ、広範な見識を修得するための課目により編成します。

(ウ) 国際化施策総論

国際的施策を実施するに当たって背景となる国際情勢等について広範な見識を習得するための課目により編成します。

(エ) 国際化施策各論

地域経営に関する個別の課題（地域活性化政策、農業政策、環境対策、危機管理など）について、国際的な取組みについても触れながら、地方公共団体の政策形成に応用する能力を養成するための課目により編成します。

イ 演 習

各国・各地方公共団体における具体的な行政課題を題材とした集団討議や分析・政策提言を通じ、これらの行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を養成するための課目により編成します。

また、英語による発表や意見交換の機会を設けることにより、実践的な対外的情報発信能力の向上を図ります。

3 対 象

①都道府県及び市町村の職員

②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間（予定）

第3期 平成24年6月4日（月）から7月13日（金）まで

5 定員

10名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の項目を基準とします。

(1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

※「健康」とは、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができることを指します。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。

(4) 英語による講義等の理解に必要な英語力を有する者とします。

(5) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

政策専門課程国際コースのカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 基礎課目		4 国際化施策各論	2 5
<u>日本の政治と行政</u>	8	<u>日本の農業政策</u>	2
2 組織・制度論	3 6	<u>日本の地域振興施策</u>	2
<u>自治体のシステム</u>	4	<u>地域活性化策の実践</u>	2
<u>中央・地方関係（分権等）</u>	4	<u>日本の地域環境政策</u>	2
<u>選挙制度、首長・議会関係</u>	2	<u>日本の電子自治体ITC政策</u>	2
<u>NPOと行政の協働</u>	2	<u>日本の地域防災政策</u>	2
<u>地方公務員制度</u>	4	環境施策の海外情報発信	2
<u>公務員倫理と行政システム</u>	4	定住外国人施策の実践例	2
<u>地方税財政制度</u>	4	地域社会における国際交流の	2
<u>行政改革の経緯と手法</u>	2	課題	
<u>プログラム評価の理論と実践</u>	4	自治体の国際交流施策の取組	1
<u>日本の政策・事業評価</u>	2	海外への企業進出の実務	1
<u>公務員研修の概要</u>	2	国際観光施策	1
<u>自治体財政の破綻とその対応</u>	2	シティセールスの実践	1
3 国際化施策総論	5	中小企業の海外展開の支援	1
日本の外交の課題	1	イベントと国際交流	1
各国・地域事情	4	国際航空と地方空港	1
（中国、韓国、東南アジア）		5 演習	2 0
		事例演習	1 0
		[持寄型]	
		情報交換・討議	2
		<u>事例発表</u>	8
		6 その他	5
		校長講話	1
		入校式等行事	4
		合 計	9 9

※下線を付している課目は、英語で講義等を行うもの

税 務 専 門 課 程

○ 徴収事務コース

1 目 的

地方税の公平かつ確実な徴収を実現するため、地方税の徴収事務に携わる職員の資質を向上させることを目的として、税務職員に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

地方税法、国税徴収法、財産調査、徴収事務のマネジメント、税制の課題、関係法規等の課目について、ロールプレイングなどの演習形式も含めた実践的な内容とし、税務部門の幹部職員として必要な徴収事務に関する実践的な知識及び技能を修得するための課目により編成します。平成24年度は、「地方税制の課題と展望」を新たに加えます。

なお、このコースを修了し、研修期間中に行う効果測定において、徴収実務の指導者として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「地方税徴収事務指導者」として認定します。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第84期 徴収事務コース

平成24年8月21日（火）から10月3日（水）まで

5 定員

100名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあつては、合併前の市町村数に相当する数。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であつて、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支

障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 地方税の賦課徴収に関する基礎的な知識を有する者で、主として地方税の徴収事務を管理監督し、かつ、他の職員を管理監督する地位にある者。

(注) 具体的には、現に地方公共団体における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員で、徴収事務を含む税務事務の経験年数がある30歳から55歳までの職員が想定されますが、各地方公共団体の実情に応じて選考してください。

(4) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

税務専門課程徴収事務コースのカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 地方税法総則	37	5 関係法規等	21
通則等	7	破産法・会社更生法	5
連帯納税義務	3	民事執行法	9
納税義務の承継	4	滞調法	5
第二次納税義務	4	国税犯則取締法	2
地方税と他の債権との調整	7		
納税の猶予・担保の徴取	5	6 税制の課題等	21
滞納処分の執行停止	3	徴収事務のマネジメント	5
演習課題検討	4	今後の地方税制の展望	2
		徴収事務と個人情報保護	3
2 国税徴収法（滞納処分手続）	38	☆ 地方税制の課題と展望	1
通則	5	先進事例の紹介	4
動産・有価証券の差押え	3	情報交換・討議	6
債権の保全・回収	6		
不動産の差押え	3	7 その他	5
その他の財産の差押え	3	校長講話	1
交付要求・参加差押え	3	入校式等行事	4
財産の換価・配当	5		
演習課題検討	10		
3 財産調査等	15		
納付能力調査	8		
（財務諸表の見方）			
財産調査要領	7		
4 ロールプレイング	10		
納税交渉	5		
財産調査・動産等の搜索	5		
		合 計	147

（注）☆は、平成24年度に新たに設ける課目

○ 税務会計特別コース

1 目 的

都道府県及び市町村の上級税務職員として必要な知識を充実することを目的として、税務職員に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

簿記及び会計学に係る課目から税法、経営分析に至るまで幅広い内容のものとして、地方公共団体の上級税務職員として必要な知識を修得するための課目により編成し、簿記会計学通信研修において5回の通信添削を行った後、税務会計研修を宿泊研修により行います。なお、近年、地方税に外形標準課税が導入され、地方公会計改革が推進されるなど、企業会計を学ぶことの重要性が高まっていることから、法人関係税等を担当する職員にも配慮した内容とします。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第83期 税務会計特別コース

簿記会計学通信研修	平成24年4月上旬から6月中旬まで
	〔 ・ 3月中旬に通信研修オリエンテーションを実施。 経費負担は別表1注2(4)を参照 〕
税 務 会 計 研 修	平成24年6月26日(火)から9月28日(金)まで (期間中、8月11日(土)から8月19日(日)までの間は、休校期間とします。)

5 定員

70名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

7 選考の基準

税務会計特別コースは、税理士法に基づく指定研修として位置付けられているものです。推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。

ア 「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活(学校生活及び寮生活)

を支障なく行うことができる者であることとします。

イ 「高度の研修」を受けさせるにふさわしい者であることの基準は、地方公共団体における税務行政に係る所定の研修を修了していることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に都道府県、市町村、一部事務組合等における上級税務職員であって、入校日現在における税務事務経験年数が、大学卒業者においては4年以上、その他の者においては10年以上の者。

(4) 年齢については、入校日現在において43歳未満であることとします。

ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。

(5) 簿記の知識が、日本商工会議所、社団法人全国経理学校協会又は財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記検定試験2級以上（ただし、通信研修等により簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む）の者。

(6) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 税務会計特別コースでは、簿記会計学通信研修及び税務会計研修の修了試験の成績がともに基準点を上回った者に対し、合格証書を授与します。

なお、合格の基準点は、簿記会計学通信研修については、各課目（2課目）の得点の満点に対する割合が60%以上とし、税務会計研修の修了試験については、各課目（5課目）の得点の満点に対する割合が60%以上とします。

9 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学ホームページに掲載いたします。

なお、税務会計研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

税務専門課程税務会計特別コースのカリキュラムの概要

(簿記会計学通信研修)

研 修 課 目	回 数
簿記論 (理論・計算)	} 5回
財務諸表論 (理論・計算)	

(税務会計研修)

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 税法課目	1 8	4 経営分析	1 0
所得税法	6	経営分析	1 0
法人税法	6		
徴収関係法	6	5 演習	1 1 9
		地方税演習	1 0
2 税法関連課目	1 8	徴収方法演習	1 0
今後の地方税制の展望	2	簿記・会計学演習	9 9
都道府県税の課題と展望	1	商業簿記演習	(51)
市町村税の課題と展望	1	工業簿記演習	(16)
会社法	6	財務諸表論演習	(32)
税務会計	4		
税務争訟	4	6 その他	1 9
		地方自治と公務員	2
3 会計学、簿記論	9 2	地方分権の推進	2
(会計学)		特別講義	2
会計学総論	9	校長講話	1
貸借対照表論	1 2	体育	2
連結財務諸表論	4	修了試験	6
損益計算書論	1 4	入校式等行事	4
(簿記論)			
商業簿記	3 7		
工業簿記・原価計算	1 6		
		合 計	2 7 6

研修専門課程

1 目的

各地方公共団体において、研修に関する基本的な方針の企画・立案及び研修の運営に当たる上級研修担当職員として必要な知識及び技能を充実することを目的として、研修担当職員に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

都道府県及び市町村の上級研修担当職員として、政策形成能力や行政管理能力を持った人材の育成を行うための研修の企画・立案及び運営を行うために必要な知識及び技能の修得に重点を置いた課目により編成します。平成24年度は、「自治体研修の進め方」、「コミュニケーション能力の向上を目指して」、「研修計画作成演習」を新たに加えます。

なお、この課目を履修し、自治体の研修の企画・立案及び運営に必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体上級研修指導者」として認定します。

3 対象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第33期 平成25年1月17日（木）から1月29日（火）まで

5 定員

40名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である研修関係の職員（係長以上又はこれらに相当する職にある者については、将来研修関係の事務に携わる見込みがある者を含む。）で、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。

なお、「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

研修専門課程のカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 講義課目	21	2 演習	18
自治研修論	2	研修評価・効果測定	7
政策形成能力の開発手法	2	スピーチ演習	2
政策法務と人材育成	2	☆ 研修計画作成演習	6
研修技法の修得と実践	4	情報交換・討議	3
人事評価	2		
職場研修と職場外研修	2	3 その他	5
☆ 自治体研修の進め方	1	校長講話	1
☆ コミュニケーション能力の向上を目指して	2	入校式等行事	4
自治体の先進事例紹介	2		
国の先進事例紹介	1		
民間の先進事例紹介	1		
		合 計	44

（注）☆は、平成24年度に新たに設ける課目

監査専門課程

1 目的

平成21年4月から自治体財政健全化法が全面施行され、健全化判断比率を監査委員の審査に付することとされたことなど、地方公共団体における監査の重要性がますます高まっていることを踏まえ、監査事務を担う高度の実務処理能力を有する人材や監査実務のリーダー等を育成することを目的として、監査担当職員に対する高度の研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

(ア) 監査の基礎

監査担当職員として必要な法制経済、地方行財政制度、財務会計等に関する高度の知識を修得するための課目により編成します。

(イ) 監査の実務

監査制度の法的仕組み、監査基準、行政評価等の監査の実務に関する高度の知識及び技能を修得するための課目により編成します。平成24年度は、「財務書類活用による財務分析」、「監査実務の視点・着眼点」を新たに加えます。

イ 演習

実際の監査資料、住民監査請求書、決算書等を題材として、監査の実務に必要な能力を養成するための課目により編成します。平成24年度は、「事例紹介演習」を新たに加えます。

なお、この課程を修了し、研修期間中に行う効果測定において、監査実務の指導者として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体監査実務指導者」として認定します。

3 対象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第13期 平成24年4月10日（火）から6月19日（火）まで
（期間中、4月28日（土）から5月6日（日）までの間は、休校期間とします。）

5 定員

30名

6 推薦できる研修生の数
原則として1名又は2名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度の研修を受けさせるにふさわしい者。

なお、「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 監査事務（会計事務又は予算調製事務を含む。以下同じ。）に従事する課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員で、入校日現在における監査事務に係る経験年数が1年以上の者。

(4) 推薦の方法等については、42頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

監査専門課程のカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 監査の基礎	108	(各論)	24
(法制経済)	32	財務監査	5
行政法 (問題解決のリーガルマインド)	10	工事監査	2
民法 (物権・契約論)	10	公営企業会計監査	3
会社法 (ガバナンス制度と監査)	6	行政監査	1
経済学 (監査の経済学的アプローチ)	6	財政的援助団体等監査	3
(地方行財政制度)	16	住民監査請求監査	2
地方分権の推進と監査制度	2	☆ 財務書類活用による財務分析	2
公務員倫理と使命感	2	☆ 監査実務の視点・着眼点	2
地方税財政と監査	6	自治体財政健全化法における	2
地方公営企業と監査	4	財政指標の算定と監査	
公営企業の課題 (総論等)	1	住民訴訟	2
公営企業の課題 (病院事業等)	1	(行政評価)	2
(財務経営)	60	自治体政策評価	2
地方財務会計	12	3 演習	31
(総論、官庁会計、公営企業会計)		住民監査請求監査事例演習	5
会計学	30	外部監査事例演習	10
(企業会計、公益法人等会計)		決算審査・経営健全化審査実務演習	13
簿記	18	☆ 事例紹介	3
2 監査の実務	60	4 その他	7
(総論)	34	校長講話	1
監査制度の課題と展望	3	体育	2
外部監査制度の概要と課題	1	入校式等行事	4
監査論	15		
公営事業論 (監査の視点・着眼点)	6		
経営分析論 (監査実務への応用)	6		
行政経営の理論と実践	3		
		合 計	206

(注) ☆は、平成24年度に新たに設ける課目

特 別 研 修

1 目的

これまでの自治大学校の中央研修機関として果たしてきた役割を踏まえ、更にそれを強化するため、他の大学院等の高等教育機関と連携した特別研修を実施することにより、地方分権時代に対応した、より高度かつ専門的な知識・能力を備えた将来の自治体を担う幹部候補職員を育成します。

2 研修内容

(1) 修士課程連携特別研修

① 趣旨

政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院と連携し、地方分権時代に相応しい、実践的で高度な政策形成能力及び行政管理能力の向上を図り、地方公共団体における幹部候補職員の養成を行うため、これまでの試行の成果を踏まえ、修士課程連携特別研修を実施します。

② 対象者

- ・政策研究大学院大学修士課程のうち、「地域政策プログラム」、「まちづくりプログラム」、「知財プログラム」、「教育政策プログラム」に在籍する地方公務員
- ・一橋大学国際・公共政策大学院修士課程のうち、「公共法政プログラム」に在籍する地方公務員

③ 実施方法

- ・特別研修生は、年度後期の第1部課程の研修生として、自治大学校長の指定する課目を履修します。
- ・特別研修生に対しては、第1部課程に係る研修効果の測定を実施します。

④ 修了要件

- ・政策研究大学院大学又は一橋大学国際・公共政策大学院において修士の学位を取得すること。
- ・第1部課程の研修生として、③に規定する事項の成績により、当該課程を修了したものと認められること。

⑤ 特別研修に要する経費

- ・特別研修に要する経費のうち、自治大学校に係るものについては、第1部課程研修に要

する経費を徴収します。

・政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程に係るものの徴収については、それぞれの大学に定めるところによることとします。

⑥ 宿舎関係

年度後期については原則として自治大学校宿舎に入居するとともに、年度前期についても同宿舎に入居可能とします。

⑦ 受付関係

本特別研修の受付事務は、自治大学校で実施します。ただし、修士課程に係るものについては、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の定めるところによることとします。

(2) 医療政策短期特別研修

① 趣旨

未曾有の超高齢社会への対応は我が国喫緊の課題であり、医療はその重要な柱の1つとなっています。その際重要なことは、狭義の医療に限定せず、保健・介護・福祉・住宅・就労などの関連領域さらには“まちづくり”まで視野に入れた総合的・戦略的な政策展開を図ることです。このため、政策研究大学院大学と連携し、今日大きな課題となっている医療政策の企画立案能力を強化するため、医療政策短期特別研修を実施します。

② 研修課目

政策研究大学院大学が中心となり、自治大学校とともに講義・演習を実施しますが、研修課目の詳細については、政策研究大学院大学において別途定めることとします。

(主な研修内容) [予定]

全体で72時限(1時限当たり90分)うち講義約40時限 演習約30時限

[総論]

「人口構造の変容と政策課題」「医療政策の変遷・理念・課題に関する概論」等

[各論]

「医療供給制度と医療計画論」「介護保険事業計画等の計画・政策論」「レセプトやDPCデータを用いた地域医療の分析・活用方法」「在宅医療の展開」「医師不足問題」「公立病院改革」「消防と医療の連携」等

[演習]

「具体的な問題事例を通じた事例演習」「テーマ別グループ討議」「実地見学(東京近郊3カ所程度)」「研修成果の個別発表」等

※その他、医師会や病院団体幹部による特別講義等を予定しています。

③ 対象者

医療政策の企画立案を担う都道府県及び市町村の職員とします。役職は、原則として課長及びこれに相当する職にあるものとしますが、将来当該自治体で医療政策を担うことが期待される優秀な者であれば、年齢・役職等は問いません。

なお、シンクタンクや医療関係団体等の職員も一部対象となっています。

④ 実施時期

平成 24 年 7 月 10 日（火）～8 月 10 日（金）（予定）

⑤ 研修場所

原則として政策研究大学院大学としますが、一部の講義は、自治大学校にて実施する場合があります。

⑥ 定員

30 名（その他シンクタンク等職員 20 名）

⑦ 特別研修に要する経費

特別研修に要する経費の徴収については、政策研究大学院大学において別途定めるところによります。

⑧ 宿舎関係

希望により自治大学校宿舎に入居可能とします。（負担金については他の自治大学校の研修と同様とします。）

⑨ 受付関係

本特別研修の受付は、政策研究大学院大学において行います。ただし、自治大学校入寮関係の事務は、自治大学校において行います。

推 薦 方 法 等

1 推薦の方法

研修生の推薦に際しては、各課程における選考の基準に該当する者を選考して、推薦に必要な書類を取りまとめて提出してください。

なお、提出先については以下のとおりです。該当しない場合は、自治大学校へ提出してください。

(1) 第1部課程、第3部課程都道府県及び指定都市等コース

指定都市以外の市においては、全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に書類を提出してください。

(2) 第2部課程、第3部課程市町村コース

市にあつては全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

(3) 第1部・第2部特別課程、政策専門課程新時代・地域経営コース、新時代・公共政策コース及び国際コース

指定都市を除く市にあつては、全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

(4) 税務専門課程徴収事務コース及び税務会計特別コース、研修専門課程、監査専門課程

指定都市以外の市にあつては全国市長会に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

2 推薦に必要な書類

(1) 各課程共通事項

ア. 推薦書 1部（様式1）

イ. 履歴書 1部（様式2）

ウ. 写 真 4.5cm×3.5cmのもの（パスポート申請用のものと同規格） 3枚

いずれも、無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの。裏面に所属団体名及び氏名を記入してください。なお、写真のうち、1枚は履歴書へのり付けしてください。

(2) 各課程共通事項のほか、該当の課程で必要な書類

・税務専門課程 税務会計特別コース

簿記検定合格証書の写し

3 研修生の派遣及び研修に要する経費

研修生の派遣及び研修に要する経費は、別表1のとおりとなっています。

なお、当該経費の徴収業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき委託事業者として決定した（財）自治研修協会が行います。

また、当該事業者は、徴収した経費の国等への納入業務も併せて行います。

4 推薦受付期間

研修生の推薦の受付期間及び該当の課程は、次のとおりです（別表2参照）。

		課 程	推 薦 受 付 期 間
一 般 研 修	第 1 部	第118期	平成24年1月16日（月）から1月27日（金）まで
		第119期	平成24年7月9日（月）から7月20日（金）まで
	第 2 部	第164期	平成24年2月13日（月）から2月24日（金）まで
		第165期	平成24年7月9日（月）から7月20日（金）まで
		第166期	平成24年10月15日（月）から10月26日（金）まで
	第1部・第2部 特別課程 第25期		平成24年2月13日（月）から2月24日（金）まで
	第 3 部	都道府県及び指定都市 等コース 第103期	平成24年7月9日（月）から7月20日（金）まで
市町村コース 第102期		平成24年4月9日（月）から4月20日（金）まで	
専 門 研 修	政 策	新時代・公共政策 コース 第1期	平成24年2月13日（月）から2月24日（金）まで
		新時代・地域経営 コース 第5期	平成24年4月9日（月）から4月20日（金）まで
		国際コース 第3期	平成24年2月13日（月）から2月24日（金）まで
	税 務	徴収事務コース 第84期	平成24年5月1日（火）から5月11日（金）まで
		税務会計特別コース 第83期	平成24年1月16日（月）から1月27日（金）まで
	研修専門課程 第33期		平成24年10月15日（月）から10月26日（金）まで
監査専門課程 第13期		平成24年1月16日（月）から1月27日（金）まで	

様式1


自治大学校 第 部課程 第 期研修生推薦書
(専門課程 コース)

- 1 所属団体名
(本庁所在地)
(郵便番号) (電話番号)
- 2 所属部署名
(部、課、係等の名称)
(直通電話番号) (メールアドレス)
- 3 役職名
- 4 (ふりがな)
氏 名 性別(男・女)
- 5 生年月日 年 月 日生 (入校日現在満 歳 月)
- 6 (ふりがな)
現住所
(郵便番号) (電話番号)
- 7 最終学歴
(卒業等年月日)
- 8 給 与 級 号給 (級制)
- 9 勤務年数 年 月 (当該事務経験年数<専門課程のみ> 年 月)
- 10 年齢要件に該当しない者を推薦する場合はその理由
- 11 健康上配慮すべき事情がある場合はその事情

上記のとおり推薦します。

(事務担当課
郵便番号
所在地
担当者名
電話番号
FAX番号
メールアドレス)

平成 年 月 日

任命権者 職 氏 名 
(任命権者の印を押印)

自治大学校長 殿

(様式1についての注意事項)

1 記載上の注意

- (1) 5の「年齢」欄は、入校日現在で記入してください（1月に満たない場合は切り捨ててください）。
- (2) 7の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
- (3) 9の「勤務年数」欄は、入校日現在における地方公務員としての勤務年数を記載してください。
- (4) 税務専門課程税務会計特別コースの場合は税務事務経験年月を、税務専門課程徴収事務コースの場合は税務事務のうち徴収事務経験年月を、研修専門課程の場合は研修事務経験年月を、監査専門課程の場合は監査事務（出納事務及び予算調製事務を含む）経験年月をそれぞれ9の「勤務年数」の欄に（ ）書してください。
- (5) 10の「年齢要件に該当しない者を推薦する場合はその理由」欄は、年齢要件に該当しない者を推薦する場合に、その理由を簡潔に記載してください。
- (6) 11の「健康上配慮すべき事情がある場合はその事情」欄は、自治大学校での研修生活を送るに当たって、何らかの配慮を求める事項がある場合に、当該事項を記載してください。

2 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

様式 2

履 歴 書

1	所属団体名				
2	氏名 (ふりがな)			4.5 cm	写 真 (のり付け)
3	生年月日	年	月	日生	
4	最終学歴 (卒業等年月日)				
5	研修に関する事項 (研修の期間)		(研修の名称)		
6	履歴事項 (発令年月日)		(発令事項)		(発令庁)

備 考

- 履歴書は、任命権者が作成してください。
- 作成上の注意
 - 4の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
 - 5の「研修に関する事項」欄には、当該地方公共団体で実施した研修についても記載してください。税務専門課程「税務会計特別コース」については、特に研修内容についても記載してください。
 - 6の「履歴事項」欄は、発令事項を発令順に詳細に記載してください。ただし、昇給の記載は不要です。
なお、民間経歴等のある場合は、その主要な事項を記載してください。
- 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

別表 1

研修生の派遣及び研修に要する経費

	課程名	経 費		備 考	
一般研修課程	第 1 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	332,800円	注1、2参照
			図書教材経費	129,200円	
			小 計	462,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	472,000円		
	第 2 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	163,800円	注1、2参照
			図書教材経費	89,200円	
			小 計	253,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	263,000円		
	第1部・第2部特別	納入金	寄宿舎管理運営経費	59,800円	注1、2参照
			図書教材経費	49,200円	
			小 計	109,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	119,000円		
	第 3 部 (都道府県・指定都市等 コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	62,400円	注1、2参照
			図書教材経費	29,600円	
			小 計	92,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	102,000円		
第 3 部 (市町村コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	62,400円	注1、2参照	
		図書教材経費	29,600円		
		小 計	92,000円		
	校 友 会 費	10,000円	注3参照		
	合 計	102,000円			
専門研修課程	政策専門 (新時代・地域経営コース) (新時代・公共政策コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	41,600円	注1、2参照
			図書教材経費	36,400円	
			小 計	78,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	88,000円		
	政策専門 (国際コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	104,000円	注1、2参照
			図書教材経費	-	
			小 計	104,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	114,000円		
	税務専門 (徴収事務コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	114,400円	注1、2参照
			図書教材経費	57,600円	
			小 計	172,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	182,000円		
	税務専門 (税務会計特別コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	223,600円	注1、2参照
			図書教材経費	70,400円	
			小 計	294,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注3参照	
		合 計	304,000円		
研修専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	33,800円	注1、2参照	
		図書教材経費	25,200円		
		小 計	59,000円		
	校 友 会 費	10,000円	注3参照		
	合 計	69,000円			
監査専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	161,200円	注1、2参照	
		図書教材経費	60,800円		
		小 計	222,000円		
	校 友 会 費	10,000円	注3参照		
	合 計	232,000円			

- 注1 納入金は、施設・設備維持管理、光熱水料等の寄宿舎管理運営経費及び図書教材経費（政策専門課程国際コースを除く）に充てるものです。
- 2 表中の経費には、次の経費が含まれていないので、派遣団体において研修生に支給又は配慮されるようお願いいたします。
- (1) 入校時及び帰庁時に要する経費
 - (2) 政策立案研究及び事例演習等に係る資料の収集、報告書の作成等を行うために、研修期間中の休校期間を利用して帰庁する場合の旅費（第1部課程においては3回、第2部課程、税務専門課程税務会計特別コース及び監査専門課程においては1回）
 - (3) 第1部課程にあつては、政策立案研究の報告書作成に要する経費（実地調査、資料収集等）
 - (4) 通信研修のための事前オリエンテーションへの出席に要する経費（第1部・第2部特別課程及び税務専門課程税務会計特別コース）
 - (5) 政策専門課程国際コースにおいては、外国人研修生とともに行く視察及び実地研修等に要する経費
- 3 校友会費は、自治大学校卒業生の会である自治大学校校友会活動費に充てられるものであり、「校友会名簿への登載」、「校友だよりの発行」等の事業のほか、各支部が行う研修活動の補助等にも充てられます。
- 4 職員の研修に要する経費は、普通交付税算定の際の基準財政需要額に算入されていません。
- 5 当校の食堂を利用した場合は、1日当たりの食費が1,700円程度になると見込まれます（実際には、食堂では金額の異なる複数のメニューを用意しており、食費は食事の都度、研修生が支払います。なお、表中の経費には食費は含まれておりません。）。

総務省自治大学校

〒190-8581

東京都立川市緑町10番地の1

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/jitidai/index.htm>

部課室名	電 話 (直 通)	F A X
庶務課	042-540-4501	042-540-4510
教務部	042-540-4502	042-540-4505
教授室	042-540-4506	042-540-4503
研究部	042-540-4545	042-540-4504

